

職員の旅費に関する条例施行規則

令和 7 年 5 月 30 日規則第 7 号

第 1 条 職員の旅費に関する条例（令和 7 年条例第 4 号）の施行に関しては別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（外国旅行の旅費に関する規則の廃止）

- 2 外国旅行の旅費に関する規則（平成 27 年規則第 58 号）は、廃止する。